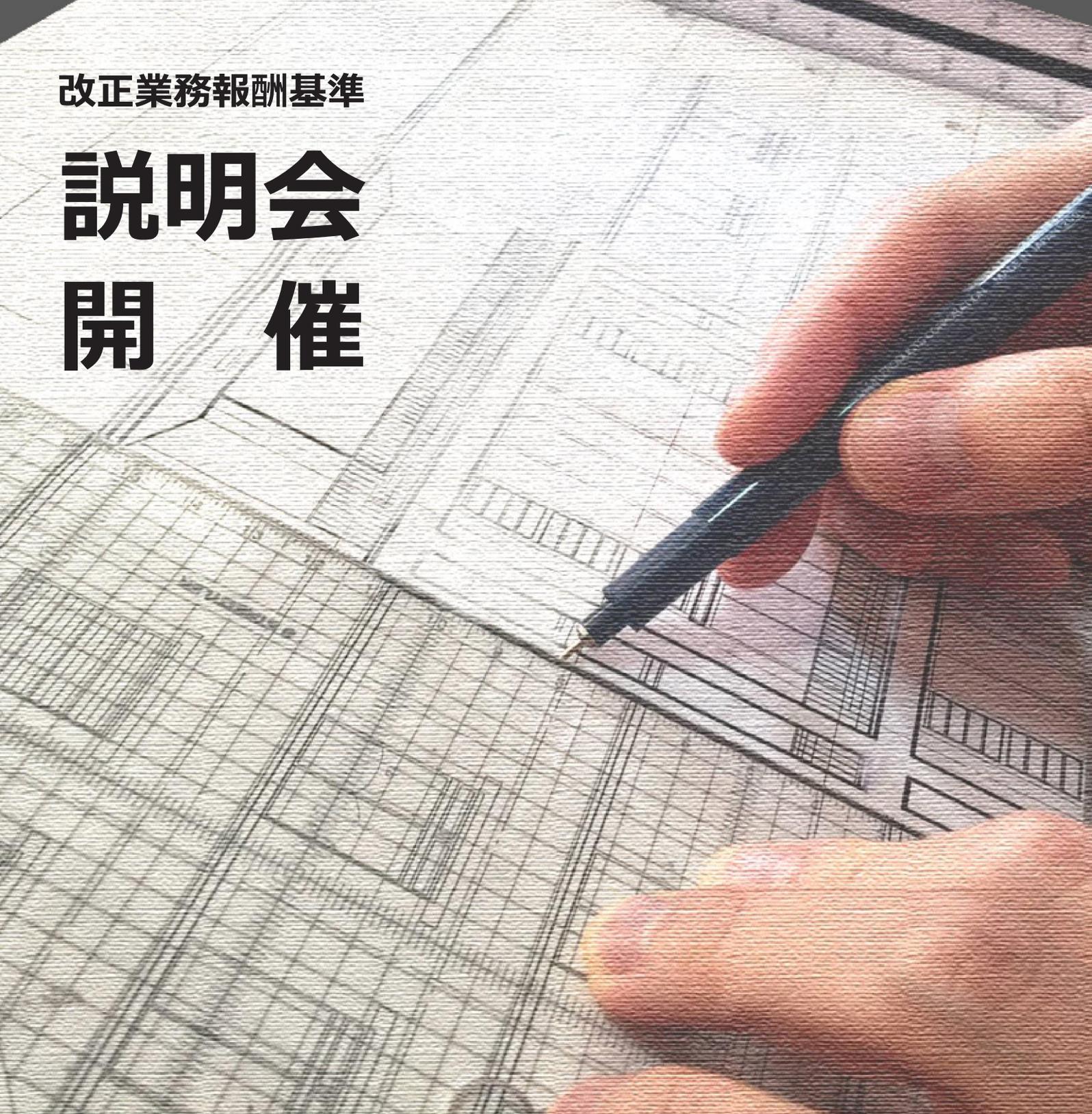


改正業務報酬基準

説明会 開催



建築士事務所の開設者がその業務に関して
請求することのできる報酬の基準が改正されました。

2019年
告示第98号
版

参加費
無料!

DVD講習

CPD
認定
プログラム

開催趣旨

- 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。
- 国土交通省では、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。
- つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。
- この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

主催等

主催：公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人大分県建築士会

共催：（公社）日本建築家協会、（一社）日本建築構造技術者協会、
（一社）日本建築士事務所協会連合会、（一社）日本建設業連合会、
（一社）日本設備設計事務所協会連合会、（一社）建築設備技術者協会
（一社）大分県建築士事務所協会、（一社）大分県設備設計事務所協会
（公社）日本建築家協会九州支部大分地域会

協力：国土交通省

講義科目

- ① 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等
- ② 改正建築士法の概要（情報提供）

◆当日、テキスト等は無料で配布いたします。建築士会CPD2単位付与DVD講習です。

会場・日時・定員・申込先等

◆会場 大分市アートフラザ研修室

◆日時 平成31年3月 7日（木）13:30～15:30 （定員30人程度）

平成31年3月14日（木）13:30～15:30 （定員30人程度）

※両日とも講義内容は同じですが、会場の都合により先着順となります。

◆申込方法

下記事項を記入の上、大分県建築士会事務局あてFAX又はメールで申込み下さい。

FAX 097-532-6635 メール info@oita-shikai.or.jp

氏 名

連絡先（勤務先等）

希望日 月 日 の講習会を希望します
